

平成27年第6回

荒川区教育委員会定例会

平成27年3月27日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

平成27年度荒川区教育委員会第6回定例会

1 日 時	平成27年3月27日	午後1時30分
2 場 所	特別会議室	
3 出席委員	委 員 長 委員長職務代理者 委 員 教 育 長	小 林 敦 子 坂 田 一 郎 高 野 照 夫 高 梨 博 和
4 欠席委員	委 員	青 山 侑
5 出席職員	教 育 部 長 教 育 総 務 課 長 兼 教 育 施 設 課 長 学 務 課 長 指 導 室 長 生 涯 学 習 課 長 図 書 館 課 長 書 記 書 記 書 記 書 記 書 記	五 味 智 子 丹 雅 敏 佐 藤 淳 哉 小 山 勉 北 村 美 紀 子 小 堀 明 美 末 永 寿 宣 大 谷 実 中 村 栄 吾 湯 田 道 徳 宮 島 弘 江

(1) 審議事項

議案第8号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係規則の整備に関する規則

議案第 9 号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第 10 号 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

議案第 11 号 幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第 12 号 荒川区教育委員会事務局の人事について

議案第 13 号 指導主事の任用について

議案第 14 号 荒川区立学校の園長、校長及び副校長の任用について

議案第 15 号 荒川区文化財保護審議会委員の委嘱について

(2) 報告事項

ア 小学校における特別支援教室の導入について

イ 平成 26 年度奥の細道矢立初めの地子ども俳句相撲大会結果について

(3) その他

委員長 それでは、まず、会議に先立ちまして、委員長より申し上げたいと思います。

現地時間の3月18日、チュニジアにおきまして、断じて許すことができない、博物館襲撃テロが起きたことによりまして、荒川区在住の成沢万知代さんが犠牲となりました。

犠牲となられました、成沢万知代さんの御冥福をお祈り申し上げますとともに、教育委員会として、謹んで哀悼の意を表するために、1分間の黙祷を捧げたいと存じます。

皆様、御起立をお願いいたします。

黙祷。

〔黙祷〕

委員長 黙祷を終わります。

御着席をお願いいたします。

それでは、ただいまから、荒川区教育委員会第6回定例会を開催いたします。

出席委員数の御報告を申し上げます。

本日、4名出席でございます。

会議録の署名委員は、坂田委員及び高野委員をお願いいたします。

教育長、あいさつをお願いいたします。

教育長 本日は、審議事項8件、報告事項2件、その他となっております。

年度末でお忙しい中ではございますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 12月12日開催の、第23回定例会の会議録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間確認していただきました。

本日、特に委員から意見等がなければ承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは承認いたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして、議事を進めます。

本日は審議事項が8件、報告事項が2件です。

初めに、議案の審議を行います。

議案第8号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係規則の整備に関する規則」を議題といたします。

議案第8号について、説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、議案第8号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係規則の整備に関する規則」について、御説明を申し上げます。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、関係規

則を整備するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係規則の整備に関する規則を定めるものでございます。

内容でございます。今回の改正はいわゆる教育委員会制度の改革でございますが、2月会議におきましては、関係条例を御議決いただいたところでございますが、規則におきまして、改正が必要ということで、今回提案させていただくものでございます。

教育委員会制度改革の一つとして、教育委員長と教育長を一本化した、新教育長を設置するというような内容になっているところでございます。この改正に基づきまして、規則を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、1の荒川区教育委員会会議規則から、9番までの荒川区立学校の通学区域に関する規則までの9本の規則につきまして、「委員長」を「教育長」に改めましたり、あるいは条ずれの調整等を行うものでございます。

施行期日につきましては、記載のとおり本年4月1日でございますが、現行の教育長は、任期中に限り、従前の例により在籍するとなっておりますので、本規則の施行は、条ずれ等の規則を除きまして、現教育長の在職後となるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。
委員長 ただいまの説明について、質疑などございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようであれば、質疑を終了いたします。

議案第8号について、意見はございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 では、討論を終了し、議案第8号については、異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。

議案第8号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係規則の整備に関する規則」は、原案のとおり決定いたします。

次の議案第9号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、及び議案第11号「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」は、既に御審議いただきました「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正」に伴い行うものでございます。

同種の規則でございますので、一括して説明を受け、質疑を行った後、1件ずつ決をとることとしたいと思いますが、異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしとのことですので、そのように取り扱います。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、議案第9号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明申し上げます。

提案理由でございます。平成26年度11月会議におきまして、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則を改めるものでございます。

内容でございます。今回の条例改正におきましては、災害等の平日深夜の管理職員特別勤務手当が支給されることを想定いたしましたので、様式を定めるものでございます。

恐れ入ります、2枚ほどおめくりいただきますと、今回の改正の様式があります。横の表になってございまして、タイトルは「時間外勤務等命令簿」となっております。一番右側の欄でございます。「管理職員特別勤務」というタイトルで、その下の「深夜(2)勤務」というところを創設するものでございます。このように様式を定めるというものでございます。

施行期日は平成27年4月1日でございます。

続きまして議案第11号「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」について、御説明を申し上げます。

提案理由でございます。幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴いまして、幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則を改めるものでございます。

内容は二つでございます。まず、災害等の平日深夜の管理職員の特別勤務手当の額を定めるというものでございます。

金額的には、1枚おめくりいただきまして、改正後第3条(1)のとおり、園長は5,000円、(2)のとおり、副園長は4,000円というものでございます。

二つ目といたしまして、週休日等に勤務し、引き続いて勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給しないことを定めるものでございます。

いわゆる休日から平日にかけて勤務した場合には、平日分の手当の方を優先するということで、今回、創設したこの手当については適用しないというような趣旨説明です。

施行日は、平成27年4月1日でございます。

説明は以上になります。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 ただいまの説明につきまして、質疑はございますでしょうか。

坂田委員 これまではどうなっていたのですか。その休日及びその休日以外の日の午前0時から5時までの間に勤務をした場合は。

教育総務課長 まず、規定されておりましたのは、休日だけ規定がございました。具体的には、道路公園課ですとか、あるいは生涯学習課ですとか、そういった、どうしても休日勤務を伴う管理職職員については、規定に基づいて休日は出ていたというところがございますけれども、平日については特段の規定がありませんでした。今回のこの給与改定に伴いまして、平日の深夜、特に0時から明け方の5時まで勤務した場合には、特に災害等で勤務した場合には改めてこういった手当を創設するというので、規則の整備を行ったということがございます。

教育長 おっしゃるように、今まで管理職職員については、管理職勤務手当が出ていますので、深夜勤務しても手当はなしということでした。幼稚園教育職員についても、地震と大災害のときには、保護者にきちんと引き渡すまでは、施設で安全を確保するという形になっていますので、保護者が当日引き取りに來れない園児や児童については、そのまま園や学校で保護するということになりますので、施設の管理者である管理職員については、平日、通常の出勤が終わっても、深夜を含めて勤務を続けるということが想定されます。そのため今回、このような形で条例を改正し、規則も改正させていただくという形になります。

坂田委員 一連の関連する議案になっていますけれども、議案9号で想定されているのは、今説明のあったようなケースということですね。

教育長 そうです。

坂田委員 はい、わかりました。

委員長 それでは、各議案につきまして、何か御意見はありますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは、意見がなければ、討論を終了いたします。

それでは、各議案について、順にお諮りいたします。

初めに、議案第9号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。

議案第11号「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」について、異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。

以上、議案第9号及び議案第11号のいずれについても、異議なしとのことですので、いずれも原案のとおり決定しました。

続きまして、議案第10号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第10号について、説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、議案第10号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」について、御説明を申し上げます。

提案理由でございます。幼稚園教育職員の給与について、処分を受けた者の昇給号数の見直しを図るため、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則を改めるものでございます。

内容でございます。昇給区分A又はBの者ということでございますけれども、Aというのは極めて良好ということで、6号給昇給。Bにつきましては、特に良好ということで、5号給昇給の者でございます。

昇給区分AまたはBの者で処分を受けた者に当たっては、昇給の号給数を4号給とみなす旨の改正を行うものでございます。

施行日は平成28年4月1日でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 ただいまの説明につきまして、質疑はございますでしょうか。

教育長 これは、若干補足して説明させていただいた方がいかと思います。

委員長 そうですね、お願いいたします。

教育総務課長 具体的には、職員勤務評定ということで、AからEまでの5段階に分けて評価をしていくこととなります。処分を受けた者でA、Bという評価を受けた者は、昇給号数は特段に上がるというところなのですけれども、処分を受けているということに鑑みまして、今回の人事委員会勧告の中でも、考え方を整理した方がいいのではないかということで、これは統一した形で4号給に固定して、昇給させようという経過に基づいて、今回の規則の改正をさせていただいているところでございます。

教育長 処分を行った職員に対しては、優良な評価はしないのが一般的です。ただ、勤務評価の時期と処分の時期とがずれてしまったりすることがありまして、処分をしたにもかかわらず、優良な成績で特別昇給をするという事態を避けるという趣旨でございます。通常は処分といっても、今日当該事由が発生し、明日処分ということではないので、職務成績の判定のときには、処分を受けた事実も含めて勤務評定することになっております。一般的にはこういった事由はそんなに発生しないと思いますけれども、中に、どうしてもずれてしまったりして、何で処分をしたのに勤務成績優良と評価するのかということを避けることです。指導室長、あまりないですよ。そういったことが、現実的には。

指導室長 はい、あまりないです。

坂田委員 これは、条文を見ると、4号給とみなすと書いてあるので、だからみなし規定だから、本来はそうじゃないということですね。

教育長 そうですね、4号給というのは普通の昇給なのです。

坂田委員 あくまでも昇給の号給は、先ほど言った5号給か6号給であって、それを食べるわけではなくて、実際の昇給に際してそれは変えないのだけれども、昇給のその算定において、4号給にみなすということなのですね。

教育長 そうです。

坂田委員 はい、わかりました。

高野委員 施行日は、28年でいいのですか。

教育総務課長 適用が、今年度分の実績が来年度分、平成27年度分の適用になりますので

高野委員 わかりました。

委員長 それでは、質疑がないようであれば、質疑を終了いたします。

議案第10号について、意見はございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 では、討論を終了いたします。

議案第10号について、異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。

議案第10号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第12号「荒川区教育委員会事務局の人事について」を議題といたします。

議案第12号について、説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、議案第12号「荒川区教育委員会事務局の人事について」を説明いたします。

内容でございます。

次のとおり任命する。

教育部長 阿部忠資。発令月日 4月1日。前任職、現在の職でございますが、総務企画部参事秘書課長事務取扱。

教育総務課長【統括課長】兼教育施設課長 丹雅敏。発令月日 4月1日。教育総務課長兼教育施設課長【昇任】でございます。

学務課長 相川隆史。発令月日 4月1日。東京都総務局人事部人事課課長補佐【転入】

でございます。

次のとおり職を解く。

教育部長 五味智子。発令月日 4月1日。新任職、管理部長。

学務課長 佐藤淳哉。発令月日 4月1日。東京都財務局財産運用部調整担当課長【転出】でございます。

申しわけございません、資料がございませんので、口頭で御説明いたします。

小堀図書館課長におきましては、この4月1日付をもって、福祉部障害者福祉課長の方に異動になるという状況でございます。

以上でございます。

委員長 では、ただいまの説明につきまして、質問などございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 では、質疑を終了いたします。

議案第12号について、意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 討論を終了いたします。

議案第12号について、異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。

議案第12号「荒川区教育委員会事務局の人事について」は原案のとおり決定しました。

教育長 委員長、よろしいでしょうか。

委員長 はい。お願いいたします。

教育長 今、人事案件の議案、御可決いただきましたので、異動をする五味部長、佐藤課長、そして小堀課長から、一言、あいさつをさせていただきたいと思います。

委員長 よろしくお願いたします。

教育部長 この度、管理部長ということで、本当に1年という何ともすごく短い期間しか教育部長をできませんでした。先生方には、いろいろと御迷惑をかけ、また、御指導いただきまして、本当にありがとうございました。

そういう意味では、まだまだというか、いろいろな課題が残ったままというか、新たな課題も生まれている中で、本当に私としてはまだやり始めたという時点なのですからけれども、その点につきましては、後任の阿部課長にしっかり引き継いでいきたいと思っております。

また管理部長ということでございますので、教育委員会にいろいろな面で応援もできると思いますので、今後とも頑張っていきたいと思っております。

本当にありがとうございました。

(拍手)

教育長 丹課長も昇任だから、では、丹課長もあいさつをお願いします。

教育総務課長 丹でございます。今御説明差し上げたとおり、統括課長ということで、昇任させていただきました。

来年引き続き、同じポストで頑張りたいと思っておりますが、来年、教育施設課の方では5年目、総務課長としては2年目という形になります。教育長、五味部長を支えることができたかどうか、甚だこの1年間は自分自身でもなかなか疑問なのですけれども、また新しく教育部長もお見えになるということで、五味部長に教えていただいたことを踏まえて、来年もしっかりと教育委員会事務局の職員として、従事したいと思っております。引き続きどうぞよろしくお願いたします。

(拍手)

学務課長 学務課長の佐藤でございます。

2年間、お世話になりましたが、終わってみれば本当にあっという間だったというのが感想です。2年前の4月に初めて来て、いろいろありましたけれども、タブレットほか、いろいろな事業に携わらせていただいて、そのときそのときで一生懸命やりつつも、いろいろな不手際があったりもして、ただ、すべていい経験として凝縮された2年間だったと思います。

また、下田臨海学園で高野先生とお会いしたり、連合体育大会でも先生方に来ていただいたりとか、この会議室以外でも本当に先生方にはお世話になりました。また仕事は新しくなりますけれども、引き続き何らかの形で荒川区に関係することができればと思っております。2年間、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

(拍手)

図書館課長 指導室に係長で昇任して、最初の年、パワーアップ事業に始まり、翌年に学務課に異動したら、新型インフルエンザがやってきて、その後昼休みに歯磨きをしましょうですとか、いろいろなことを勉強させていただきました。図書館に行っても、天皇陛下がいらしたり、カレーライスが投げ込まれたり、いろいろありました。そういう意味では、7年間、教育委員会にお世話になって、一通りやり切ったという感じは持っております。

引き続き、障害者福祉課ということで、教育委員会と全く無縁という席ではないと思っておりますので、先生方にいろいろ御相談、御指導いただきながら、また頑張りたいと思しますので、よろしくお願いたします。ありがとうございました。

(拍手)

教育長 高野先生は、障害者福祉課で自殺予防の事業などがありますから、またお世話になる

と思います。

図書館課長 はい、そうです。何かこの間引き継ぎをしてきた日医大の先生方には、いろいろお世話になっているという話を聞きました。

委員長 よろしくをお願いします。ちょっと寂しいですね。

高野委員 そうですね。春は、本当に。

委員長 では、続きまして議案第13号「指導主事の任用について」を議題といたします。

議案第13号について、説明をお願いいたします。

指導室長 議案第13号について、御説明申し上げます。

指導主事の任用について、御報告するものでございます。

今、指導主事が来ておりますので、3番の指導主事の転出から御報告をさせていただきます。

指導主事は、7名体制でございましたが、そのうち4名、転出いたします。

1人目が、統括指導主事、駒崎彰一でございます。本区で3年間統括指導主事でありました。葛飾区教育委員会統括指導主事に転出いたします。

2人目でございます。統括指導主事、佐藤友信でございます。指導主事として2年、統括指導主事として2年、4年間本区に勤務させていただきました。この度、江戸川区立東葛西小学校の校長に昇任いたします。

3人目でございます。指導主事、兵頭信之でございます。本区で4年間勤務してございます。このたび、足立区立綾瀬小学校主幹教諭として転出いたします。

4人目でございます。指導主事、佐藤陽子でございます。本区で2年間勤務いたしました。この度、東京都教職員研修センター研修部教育経営課指導主事の方に転出いたします。

本日、庁内で勤務しております2名の指導主事から、ごあいさつ申し上げたいと思っております。

佐藤（友）統括指導主事 皆さん、こんにちは。

平成21年度、22年度に指導主事、そして平成25年度、26年度と統括指導主事として荒川区にお世話になりました、佐藤友信でございます。

本当にありがとうございました。荒川区に育ててもらったという気持ちがいっぱいございます。この力を持って次は江戸川区の東葛西小学校によいよ校長として行くことになりました。荒川区での学びを活かして、充実した学校経営を行っていけるように、頑張りたいと思います。

また、教育委員の皆様には、26年度におかれましては、私としては直接お会いする回数は少なかったのですが、教科書採択のときに、本当に大変お世話になったことを思っ

ております。荒川区の教育委員の先生方、本当に御熱心に検討、御協議いただいて、私も教科書担当をしながら、先生方の御協議を聞かせていただき、また勉強もさせていただいた次第ではございます。

短い期間ではございましたが、本当にありがとうございました。この力をぜひ次に生かして頑張っていきたいと思っております。ありがとうございました。

(拍手)

佐藤(陽)指導主事 失礼いたします。指導主事の佐藤陽子です。こちらの方には25年、26年度の2年間、指導主事として働かせていただきました。初めての行政で慣れないことも多かったのですが、教育長を始め、教育部長、指導室長に多大なる御指導をいただきまして、何とか2年を乗り切りました。今度は、東京都の教職員研修センターで東京都全体の研修に携わることとなります。ここでつけていただいた力を伸ばしつつ、また、まだまだ足りないところがありますので、これからも研さんを積みながら、指導主事として東京都の子どもたちのために役立つように頑張っていきたいと思っております。

本当にありがとうございました。

(拍手)

指導室長 では、続けさせていただきます。

来年度、本区に派遣される指導主事でございます。

1人目、統括指導主事でございますが、湯浅泰美。発令月日、4月1日。港区教育委員会の統括指導主事から本区の方にまいります。

2人目の統括指導主事でございますが、椿田克之でございます。4月1日付で福生市第三小学校の副校長からこちらにまいります。以前、日の出町の指導主事をしてきた経験がございます。

また、充て指導主事といたしまして、岩淵和行。4月1日付で第六瑞光小学校の主幹教諭からこちらにまいります。

2人目が、原田正伸。4月1日付で第五中学校主任教諭からまいります。

以上、4人が新たに配置される指導主事でございます。

来年度の体制でございますが、未永統括指導主事を中心に、7名体制で進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 では、ただいまの説明につきまして、質問などございますでしょうか。

高野委員 質問というより、多摩からこちらに来るといのは、珍しいですね。

指導室長 はい。ただ、今、後ろにいる未永も、元八王子ですね。

高野委員 そうなのですか。

指導室長 はい。そちらの方からこちらに通勤してございます。

教育長 通勤は、何時間まで認められているのですか。

未永統括指導主事 異動要綱では120分ですので、ぎりぎりです。

指導室長 120分なのですね。

委員長 大変ですね。

では、よろしいでしょうか。

では、質疑を終了いたします。

議案第13号につきまして、意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 では、討論を終了いたします。

議案第13号について、異議はございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 では、異議ないものと認めます。

議案第13号「指導主事の任用について」は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第14号「荒川区立学校の園長、校長及び副校長の任用について」を議題といたします。

議案第14号について、説明をお願いいたします。

指導室長 議案第14号「荒川区立学校の園長、校長及び副校長の任用について」、御説明するものでございます。

内容でございます。1番、幼稚園長及びこども園長でございます。花の木幼稚園、矢部美和子園長でございますが、再任用として継続して来年度も園長として勤務となります。

同じく汐入こども園、山本真理恵園長でございますが、再任用2年目という形で、同じく来年度も同じ汐入こども園の園長として勤務となります。

2番の統括校長でございます。小学校でございますが、汐入東小学校、長谷川かほる校長でございますが、来年度も汐入東小学校で統括校長として継続してもらいます。

中学校の方でございます。尾久八幡中学校、栗原満校長でございますが、こちらも継続という形で4月1日より統括校長として勤務となります。

3番の校長でございます。小学校の方でございますが、第二峡田小学校、勝山典昭校長でございます。墨田区立立花吾嬬の森小学校からの転任になります。以前、第五峡田小学校で5年間教員として勤務していた経験がございます。

第三峡田小学校、白井一之校長でございます。第一日暮里小学校副校長からの昇任でございます。

第五峡田小学校、大塚昌志校長でございます。第三峡田小学校の校長として勤務しております。転任で、4月1日より第五峡田小学校の方に勤務となります。

尾久第六小学校、石塚吉之校長でございます。現在、第五峡田小学校校長で、今年度退職に至りますが、再任用校長として尾久第六小学校で勤務となります。

第一日暮里小学校、羽中田彩記子校長でございます。再任用の継続という形で、来年度も第一日暮里小学校で勤務となります。

第二日暮里小学校、川上晋校長でございます。現在、武蔵野市教育委員会統括指導主事でございます。来年度昇任という形で本区にまいります。以前、尾久西小学校で5年間教員として勤務していた実績がございます。

第三日暮里小学校、大山祐子校長でございます。瑞光小学校副校長からの昇任でございます。

裏面に行っていただきまして、この度退職する校長でございます。

第二峡田小学校、勝倉美恵子校長でございます。

尾久第六小学校、門田陽子校長でございます。門田校長の方は、来年度適応教室「みらい」で、勤務となります。

第三日暮里小学校、伊津壽美校長でございます。再任用として終了して退職となります。続きまして、中学校の校長でございます。

第一中学校、稲葉裕之校長でございます。現在、第五中学校校長でございますが、転任となります。

続きまして、第三中学校、清水隆彦校長でございます。現在、諏訪台中学校の校長として、今年度で退職でございますが、再任用校長として第三中学校の方で勤務となります。

第五中学校、大野幸男校長でございます。現在、豊島区立駒込中学校の校長でございます。転任でございます。

第九中学校、水井雅史校長でございます。現在、第二日暮里小学校の校長として勤務しておりますが、本来中学校の職の校長でございましたので、来年度から中学校の方となります。

南千住第二中学校、斉藤進校長でございます。現在、同学校の校長で、定年退職でございますが、再任用として継続となります。

諏訪台中学校、佐藤一男校長でございます。現在、神津島の神津中学校の校長として勤務しております。転任となります。以前、荒川第一中学校の教員として勤めてございました。

中学校の校長の退職でございますが、第一中学校の阿字広康校長でございます。定年退職

になります。

第三中学校の白杉敏康校長も同定年退職でございますが、白杉校長の方は適応教室「みらい」の方で非常勤職員として勤務となります。

転出でございます。

豊島区立駒込中学校へ転出します小倉勉校長でございます。現在第九中学校の校長でございます。転任という形になります。

2枚目に行っていただきまして、次は副校長でございます。

小学校の方からでございます。

瑞光小学校、福田真由美副校長がまいります。北区立東十条小学校主幹教諭からの昇任でございます。

第三瑞光小学校、清野一美副校長になります。現在は第三日暮里小学校の主幹教諭で、昇任になります。

汐入小学校の方は、鈴木忍副校長でございます。現在ひぐらし小学校の副校長として勤務しておりまして、転任になります。

第六瑞光小学校は、片山直子副校長でございます。現在はひぐらし小学校主幹教諭で昇任になります。

尾久小学校、倉田直征副校長でございます。現在、江東区立砂町小学校主幹教諭でございます。そこからの昇任になります。

第一日暮里小学校、藤原一郎副校長でございます。現在、足立区立宮城小学校の副校長でございます。転任になります。

ひぐらし小学校の武笠仁美副校長でございます。現在、尾久小学校の副校長をしていただきまして、再任用ということで、来年度からひぐらし小学校の方に勤務となります。

退職の副校長でございますが、第三瑞光小学校、堀敏子副校長でございます。再任用1年目を終了したところで退職となります。来年度からは適応教室「みらい」の方で非常勤職員として勤務となります。

転出でございます。

津田昌明副校長でございます。汐入小学校からの昇任で、葛飾区立東綾瀬小学校の校長として転出いたします。

続きまして、土屋恵津子副校長、第六瑞光小学校でございますが、北区立飛鳥中学校の副校長として転任いたします。本人は中学校籍でございましたので、中学校の方に転出となります。

最後、裏面に行っていただきまして、中学校副校長の方の部分でございます。

第一中学校の佐藤栄一郎副校長でございますが、今年度退職でございますが、再任用、副校長として継続でございます。

第四中学校の谷口賢副校長でございます。現在、原中学校の主幹教諭で、昇任でございます。

第七中学校、松原好広副校長でございます。現在、第四中学校副校長でございまして、転任になります。

転出の副校長でございますが、足立区立第八中学校へ、大谷雅也副校長、第七中学校から転任いたします。

また、平岡栄一副校長でございますが、第七中学校に在籍しておりますが、現在、ペルーのリマの日本人学校に勤務しております。先日戻ってまいりました。来年度からは大田区立大森第六中学校の副校長として転任いたします。

長くなりまして申しわけございません。以上でございます。

委員長 ただいまの説明につきまして、質問などございますでしょうか。

教育長 今、御説明したように、校長、副校長については、定年後も本人の意向と、あとは能力等を勘案して、引き続き校長や副校長で勤務していただくというケースが増えてきております。

来年度の学校の管理体制をどうするかというので、指導室において検討する際に、教育実績等も含めて、まだ60歳過ぎでも頑張れるという方については、継続いただくという形で、お願いしていることが年々多くなってきているという状況はございます。

坂田委員 再任用は何年までという規則はあるのですか。

指導室長 65歳まで5年間でございます。御本人の体調と、あと御意向を踏まえて教育委員会が都に内申させていただいて、都の決定になっておりました。

坂田委員 わかりました。

教育長 ただ、再任用だと、毎年毎年ということになります。

指導室長 1年ごとの更新になります。

委員長 かなり新しい校長先生が入ってこられるような気もいたしますが、ただ、荒川区で勤務されてきた方が、かなり多いということなのですね。

指導室長 そのようなことで、心強く感じているところなのでございます。

委員長 そうですか。それは、大変良かったと思います。

教育長 そういう方たちが、ぜひまた荒川区に戻ってきたいということです。

委員長 そうですね。ありがたいですね。

では、よろしいでしょうか。

質疑を終了いたします。

議案第14号について、意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 討論を終了いたします。

議案第14号について、異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。

議案第14号「荒川区立学校の園長、校長及び副校長の任用について」は、原案のとおり決定しました。

続いて議案第15号「荒川区文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

議案第15号について、説明をお願いいたします。

生涯学習課長 それでは御説明いたします。

提案理由でございます。荒川区文化財保護審議会委員を委嘱するものでございます。

内容について御覧いただきたいと思っております。

現在8名の文化財保護審議会委員の中で、7名を再任したいと考えております。

まず、絵画・彫刻・工芸品の河合正朝委員。千葉市美術館館長。慶応義塾大学名誉教授でございます。

建造物、伊藤裕久委員。東京理科大学教授でございます。

考古資料・史跡の山本暉久委員。昭和女子大学教授でございます。

有形民俗・無形民俗・工芸技術、八木橋伸浩委員。玉川大学教授でございます。

古文書・書籍・典籍・歴史資料の岩淵令治委員。学習院女子大学教授でございます。

史跡・工芸技術、土居浩委員。ものづくり大学准教授でございます。

郷土史、高田昭仁委員。郷土史家・元区教育委員でございます。

この7名の再任について御審議いただきたいと思っております。

任期につきましては、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間でございます。

なお、郷土史・工芸技術の石塚昭一郎委員につきましては、平成28年6月12日までの任期でございます。

御報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ただいまの説明につきまして、質問などございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 では、質疑を終了いたします。

議案第15号について、意見はありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 では、討論を終了いたします。

議案第15号について、異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。

議案第15号「荒川区文化財保護審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決定しました。

審議事項は以上です。

続いて、報告事項に移ります。

「小学校における特別支援教室の導入について」、御説明をお願いいたします。

学務課長 それでは御説明いたします。

「小学校における特別支援教室の導入について」でございます。

小学校特別支援教室、その前の形として現在行っておりますのは、通級指導学級と申しまして、情緒障がい等がある児童に対し、通級指導学級が設置されている学校に子どもたちが通う形で指導を行っています。資料の中ほどにイラストが描いてありますが、この上段の方、これが現在の形でございます。

通級指導学級設置校に子どもたちが各在籍の小学校から週に1回、2回、通い、情緒障がい等に適応した指導を受けるもでございます。

荒川区におきましては、現在、第四峡田小学校と尾久宮前小学校に、中学校では第九中学校に通級指導学級がございます。

この形が今後、その下の絵に描いてありますとおり、特別支援教室ということで、今度はすべての小学校に特別支援教室を設置し、教員が巡回します。つまり、拠点校という幾つかの学校から、先生方が子どもたちの在籍する小学校に赴いて、その在籍小学校において指導を行うというように変わってまいります。この大本となるものが、この資料の一番上でございますが、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に盛り込まれてございます。小学校における「新たな特別支援教育推進体制」でございます。

中学校はまだ現行どおりとなりますが、小学校について変わるものでございます。

この背景といたしまして、都の方で行った調査によりますと、都内公立小学校全体の児童の約6パーセントの子どもが発達障がいの可能性がある、最近大変増えているということがある中で、子どもたちが通うということに対してのデメリット等々を踏まえた上で、大きく形を変えるものでございます。

東京都の方からは、これまで大きな計画のみで具体的なものがなかなか示されてこなかったのですが、この2月3月に一定の計画が示されまして、荒川区としての体制を今後進めていくということで、今日、御説明することになりました。

1番、特別支援教室の目的でございます。

(1) これまでの通級指導学級における指導を全ての小学校で展開し、一人でも多くの児童が支援を受けられるようにする。通うことの負担を無くすことで、今まで距離の関係で通うのを諦めていた子にも、適切な指導が行われることとなります。

(2) 在籍校での個別指導や小集団指導を通して発達障がいのある児童の学力や在籍学級における集団適応能力の伸長を図る。在籍校との連携がいろいろ取りやすくなるということで、一定の効果があると考えられます。

(3) 巡回指導教員による在籍学級担任への助言等により学級運営の安定を図る。在籍学校の先生と巡回する先生が在籍校で情報連携、指導を連携することで、普段の学級担任の先生にもきちんと適切な指導の助言ができるということで、普段の授業の安定もねらってございます。

特別支援教室の目的は以上でございます。

資料の2番でございます。モデル事業の成果と課題ということでございますが、実はこの特別支援教室は、平成24年度から平成26年度まで、2区2市でモデル事業として既に先行して行ってございました。目黒区、北区、狛江市、羽村市でございます。

その中で主な成果としては、主に4点挙げてございますが、通学の負担の軽減とか、通うということで在籍学級を途中抜けるということに対しての不安もなくなり、そのような形で子どもたちの利用児童数の増加、それから学級担任と巡回指導教員の連携をとれるようになったという成果がございます。

とは言いつつ、課題も残っておりまして、教員の巡回指導する体制をきちんと立てること、巡回指導の教員の専門性の確保、それから巡回指導ということで、各小学校における場所、教室等の確保、それから指導の開始と終了の仕組みづくり等があります。

そのような成果・課題を踏まえまして、全都として行っていく方針が定められます。3番の今後のスケジュールです。

東京都の考えといたしましては、平成27年度を準備期間としまして、28年度から準備が整った市町村から順次導入し、30年度には全小学校で導入するとしています。中学校は未定でございます。

荒川区におきましては、東京都のスケジュールにあわせまして、平成30年度までに導入するという方向で整備・検討を進めていくものでございます。

4番でございます。これに伴いまして、東京都の方も各区市町村への支援ということで、メニューを挙げてございます。

(1)巡回指導教員の配置ということで、これはもともと教員の配置の基準として、このような情緒障がい等がある、一部特別な指導が必要な子ども10人に対し、1人の教員を配置するという方針になります。

(2)これは都の方で行うことになりましたが、非常勤職員の配置ということで、都の方で人員を確保した上で、校内調整、巡回指導教員との連絡調整、コーディネーター役として各校1人の非常勤職員を新たに加えて配置するということになりました。

(3)臨床発達心理士の巡回ということで、年間10回程度巡回指導を行うということ。

(4)支援教室をつくる上での物品の購入、簡易工事の経費の補助は、都費で補助するという事です。

(5)教員に対する研修等々の支援が行われるというものになります。

この特別支援教室の計画を更に具体的に立てまして、荒川区で小学校で特別支援教室を構築して、今、増えている発達障がい、情緒障がい等の子どもたちに対する適切な教育ということで、進めてまいりたいと思っております。

本件の説明は以上でございます。

委員長 ただいまの説明につきまして、質問などはございますでしょうか。

教育長 若干補足です。

東京都は平成30年度までに都内すべての小学校で導入するという計画を立てています。ただ、30年度まで待たなくてはいけないということではありませんので、荒川区として今後、小学校長会や、校長先生だけではなく、各学校の実態ですとか希望状況も把握した上で、東京都の補助メニューを活用して、なるべく早い段階で計画を立てて、移行できる場所については速やかにこの特別支援教室が開設できるようにしていきたいと思っております。

また、具体的な調整が必要だったり、予算の確保が必要な部分がありますので、具体的な計画ができた段階で教育委員会にお示しさせていただきたいと思っております。

高野委員 全体の6パーセントということですが、児童10人に対し1人の教員で、足りるのでしょうか。こういうところは区で特別に配置できないものなのでしょうか。やっぱり教員が潤沢に要するというのと、もう一つ、教員に対する支援も考えた方がいいかもしれませんね。

教育長 今、高野委員がおっしゃったように、学校とかクラスによっては、6パーセントどころか、もっと多い場合があります。また、そのパーセントだけではなくて、障がいの内容とか、お子さんの状態によっては、先生が大変な御苦労されているという状況もありますので。

高野委員 10対1ということに対して、もう少し考える、ゆとりを持ってしないと、これは必要最小限でしょうからね。

委員長 すみません、少し教えていただきたいのですが、各小学校に特別支援教室を設けるということなんですが、普段は元々のクラスで授業を受けて、ときどき特別支援を受けるという形ですか。

学務課長 週に1回から2回になると思います。先生が通ってくる時間が多分週1、2回になると思いますので、その時間にはその通常の部屋から特別支援教室のこの新たに整備する部屋に子どもたちが動きまして、そこで適切な指導を行うと。時間が終われば、すぐ自分のクラスへ戻ることができる。校内で少し動くということです。

その子どもたち、支援が必要な子どもたち10人に対して1名の教員を配するという方針でございます。普段でしたら35人～40人学級に対して1人の教員ですけれども、特別支援教室には10人に1人という目安で広い配置を行うということでございます。

委員長 そうすると、その週に1、2回は特別支援を受け、それ以外は元々のクラスということですので、そういう意味では、教師に対する支援というのがかなり重要かと思えます。

教育長 ですから、子どもさんの状況によっては特別支援学校に通うお子さんもいるし、固定学級としての特別支援学級に通うお子さんもいて、あとは通常学級なんだけれども、週に1回、2回、その特別支援教室に通うお子さんもいます。子どもさんの障がいの状況だとか、保護者の方の希望もふまえてそれぞれの場面で特別支援教育を行うということになります。

学務課長 どうしてもやはり違う学校に今通っていますので、在籍校の先生はいわゆる通級先でどのようなことをやっているかというのは、当然聞いてはおりますが、場所が違くと連携の度合いというのは難しくなってくるころはございますが、同じ学校の中で通ってくるときには、当然、学級担任との意見合わせもしますでしょうから、そういった形でこの時間の指導はもちろんのこと、それ以外の通常の時間帯における適切な指導もアドバイスができることで、その子にとってはいろいろな意味での支援が充実するのではないかと思います。

委員長 では、よろしいでしょうか。

では続きまして「平成26年度奥の細道矢立初めの地 子ども俳句相撲大会結果について」、御説明をお願いいたします。

生涯学習課長 それでは資料に基づきまして、御報告いたします。

平成26年度奥の細道矢立初めの地 子ども俳句相撲大会が、奥の細道千住あらかわサミット記念事業といたしまして開催し、その結果を報告するものでございます。

昨年から全小学校を対象に募集をいたしまして、予選で180チームの中から13チーム選出しました。交流都市である大垣市から3チーム招待いたしまして、16チームが俳句と

ともにパフォーマンスを交えた対戦を行いまして、トーナメント形式で「横綱」優勝を決定したものでございます。

大会の概要でございます。3月14日土曜日に実施いたしました。会場は日暮里サニーホールでございます。千秋楽出場校は、記載の7校でございます。岐阜県の大垣市からは2校でございます。

千秋楽につきましての賞でございますが、横綱賞以下、敢闘賞まで7賞を設けまして、対戦結果としまして、横綱、東大関、西大関、三位までということで、表彰いたしております。優勝につきましては、チームUの第三日暮里小学校3年生の寺西勇貴さん、同じく第三日暮里小学校2年生の河村祐瑚さん。準優勝の東大関につきましては、大垣市のチームで、アタックガールMIRAKURUの西小学校5年生の立神花芽里さん、同じく西小学校5年生の松崎 望来さん。三位の西大関については、ことばで遊ぼうチームの峡田小学校6年生の山田聡美さんと、同じく峡田小学校3年生の山田優佳さんといった結果の御報告でございます。

報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 ただいまの説明につきまして、質問などございますでしょうか。

坂田委員 一連の俳句、若しくは奥の細道に関するいろいろなイベントにより、この短い期間に俳句に対する区民の方の認識が非常に高まったのではないかと思います。やはり、いろいろな行事、文化館の展示も含めて、イベントを集中的に開催するということが、効果があると思いますので、こういった手法は、別の重要なことが今後出てくれば、同様に適用できるのではないかと思います。

生涯学習課長 当日、審査員として、教育長にも東西の判断をしていただきました。またその日、荒川区は俳句のまちだということを表明するなど、これからも俳句文化を進めていこうという宣言をしたところでございます。

高野委員 銅像もできましたでしょう。

生涯学習課長 南千住駅前に松尾芭蕉の銅像ができました。

委員長 では、よろしいでしょうか。

では続きまして「平成26年度区民の声4月～12月分」につきましては、配付資料のとおりですが、これに関して、何かありますでしょうか。

教育総務課長 区民の声につきましては、4月から12月までの部分を取りまとめまして、おおむね160件程度、区民の声があったということでございますので、御覧いただければと思います。よろしくお願ひいたします。以上です。

坂田委員 これは教育委員会事務局に対して寄せられたということですね。学校あてのものは別ですね。

教育総務課長 そうですね。

教育長 学校にはもっとたくさんの声が寄せられていると思います。

坂田委員 全部で160件というのは、少ない数だと思いますので。そういうことですね、わかりました。

ざっとさっき見ていると、電車の中で答案用紙を採点しているというのがありました。それは読ませてもらって、ちょっと事実かどうかわからないのですが、もしそういうことだと、それはまずいと思いますが。

指導室長 その件に関しましては、確認をいたしまして、個別の学校には指導し、定例校長会で全校長に、そういうことがないように教員に周知するように徹底させていただきました。

坂田委員 実態の問題として、先生方もお忙しいし、御家庭もあるので、なかなか難しいところだと思うのですが、なるべく学校の校内で採点をしていただいた方が、電車の中で採点するのは異例だと思いますが、持ち運びすると、途中で落としたりするなどリスクが生じますので。私も実は、採点はすべて自分の部屋に持って帰ってきたらそこに置いて、そこから、自分のテーブルの上から一切動かさないという方式でやっているのですが、なるべくならば、その方がいいと思います。ただ、家に帰って、お食事を作らないといけなとか、そういった先生方もおられると思いますので、これは致し方ないと思うのですが、その場合は何かこう、入れる場所を決めるとか、そういったことで厳に注意をしていただきたいと思います。

委員長 試験は個人情報に当たりますので、やはり注意が必要かなと思います。

指導室長 はい、持ち出さないということも含めて、指導させていただきました。

委員長 では、予定してありました事項は以上ですが、事務局より連絡事項等ありますでしょうか。

教育総務課長 御手元の資料で平成27年度教育委員会の日程(案)というのを御覧いただきたいと思います。

こちらは来年度の教育委員会の開催の日程を取りまとめたものでございます。

定例で申し上げますと、6月でございます。6月26日金曜日が定例なのですが、この日、区議会の文教・子育て支援委員会が10時から開催ということもございますので、6月19日の金曜日に変更でいかがでしょうかというような案でございます。

9月11日金曜日につきましても、区議会の本会議が関わっているということもございまして、翌週、9月18日金曜日ということはいかがかと。

9月25日の時間でございますが、こちら決算特別委員会開催予定でございまして、終了時間、おおむね15時ということでございますので、15時半からということで考えてござ

います。

1月27日金曜日につきましては、本会議開催のために1月20日ということで、日程(案)でございます。

御検討の方をどうぞよろしくお願いたします。

委員長 なるべくであれば、小学校であるとか中学校であるとか、そういったところで委員会が開会できると、視察もできるのですが。

坂田委員 大きさとかもあるのでしょうかけれども、尾久八幡中学校はよく行っているのに、あまり行っていないところの方がいいのではないかなと思うのですけれどもね。

委員長 そうですね、お願いたします。

学務課長 よろしいでしょうか。

文書付議にて規則改正の案件についてお願する件の報告でございますが、本年1月23日付の教育委員会資料が御手元にあるかと思えます。

「子ども・子育て支援新制度施行に伴う区立幼稚園等の保育料の考え方について」という資料ございまして、1月に御説明した新しい子ども・子育て支援新制度に伴って、幼稚園と汐入こども園の保育料を定める条例を作りますという報告をいたしました。金額は変わらないのですが、条例規則のたてつけが変わるといったお話でございます。

この度、本会議におきまして、無事可決、新条例可決になりました。裏でございますが、さらに条例で規定していない細かい部分につきまして、教育委員会規則を改正するというところで、この資料のとおり改正する予定として今進めているところでございます。

ただ、この規則は、基本的に1月の定例会でお話ししました多子世帯の負担軽減、2人目、3人目の場合に半額になったり、免除になったり、その関係の細かい規定であるとか、今度新制度は、在住者に対する措置をそれぞれ住んでいる区で行いますので、他区に住んでいる子で荒川区の幼稚園を使うような子とか、本当に例外的に卒業間際になって一部起こります。そのような細かい部分の規定、その他手続上の、手続を規定したもの等々は規則で定めるのですが、国がその規則の大本となる政令を作るのですが、まだこれが策定途中ということで、今年度いっぱいそういうところ、もうあと数日しかないのですが、まだ国の方から政令の最終形が届いてございません。関係各自治体、政令待ちということになってございまして、政令が3月31日に出れば、速やかに規則改正の最終形の形を整えまして、とにかくスピーディな形で規則改正案ということで、大変申しわけないのですが、4月1日施行で行いたいものですから、教育委員会の先生方に文書付議ということで、報告させていただきます。

どうぞ、よろしくお願いたします。

委員長 よろしいでしょうか。

では、ほかに何かありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、以上をもちまして、教育委員会第6回定例会を閉会いたします。

この後、引き続き、協議会を開催いたしますので、よろしくお願いたします。

- 了 -